

## 研究ノート

## アメリカ刑事判例研究（四）

小早川義則

Minnesota v. Carter, 525 U.S. 83 (1998)  
 —— 排除法則の申立適格：搜索場所へのプライバシーの合理的期待 ——

【事実の概要】 ミネソタ州T市郊外で警察官Thielen（P）は、秘密情報提供者から得た内報（a tip）を確認するため、あるアパートの建物に出かけた。情報提供者は、そのアパートの1階の窓のそばを歩いていると白い粉を袋に詰めている人たちを見たと述べていた。Pは閉っていたブラインドの割れ目からそのアパートの窓の中を眺め、数分間、袋詰め作業をしている人たちを観察した後で警察本部に知らせた。同本部は宣誓供述書作成の準備を開始した。一方、Pは他の警察官とともに先のアパートに戻ったところ2人の男が以前に確認しておいたキャデラックに乗って建物を立ち去るのを現認し、その車を停止させた。その車の中にCarter

（X）とJohnes（Y）の2人がいた。Yを車外に出すため車のドアを開けたときPは、車の床の上にあったチャックのついた黒の小物入れとハンドガン（後に実弾入りと判明した）に気付いた。XとYは逮捕され、警察での翌日の車の搜索の結果、ポケットベル（pagers）、秤およびプラスチック製の二つ折り袋（sandwich bags）の中でコカイン45グラムが発見された。

車の搜索後、警察は先のアパート103号に戻り居住者Thompson（Z）—— 彼は本件上訴の当事者でない —— を逮捕した。令状に従った搜索の結果、台所のテーブル上にコカインの残滓とキャデラックの中で発見された袋に類似したプラスチック製の袋状のものが見つかった。X、Y、Zの3人は粉を袋に詰めていたのをPが観察した3人と同一人物であった。警察は後に、Zはアパートの賃借人であり、XとYはシカゴに居住しコカインを袋詰めにするという目的だけでアパートに来ていたことを知った。XとYはそれ以前にアパートに来たことは一度もなく、そのアパートにおよそ2時間半いたにすぎなかった。アパートの使用の謝礼としてXとYはZにコカイン8分の1オンスを渡していた。

XとYは、ミネソタ州法違反の第1級規制薬物犯罪を犯すコンスピラシーおよび第1級規制薬物犯罪の幫助（aiding and abetting）で訴追された。彼らは、逮捕後にした負罪の供述のほか、アパートおよびキャデラックから獲得されたすべての証拠排除の申立てをした。薬物の袋詰め作業時のPによる観察は第4修正違反の不合理な搜索・押収であり、このような不合理な搜索の結果として獲得されたすべての証拠は毒樹の果実として許容されないと主張したのである。ミネソタ州公判裁判所は、【9】オルソン判決での搜索とは異なりXとYは泊り客（overnight-social guest）ではなく州外の一時的な訪問者にすぎなかったことを理由に、政府側のアパートへの侵入に対し第4修正の保護を主張する資格はないと判示した。同裁判所はまた、Zの部屋のPによる観察は第4修正の意味での搜索ではなかったと結論した。公判後、XとYはそれぞれ両起訴犯罪で有罪とされた。ミネソタ州控訴

裁判所は、XにはPの行動に異議を唱える“申立適格(standing)”はなかったと判示し、別個申し立てられたYの上訴では“申立適格”の問題に言及せずにYの有罪判決を維持した。ミネソタ州最高裁は、裁判官の見解は分かれたが、【6】ラーカス判決を引用し“侵害された場所へのプライバシーの正当な期待(legitimate expectation of privacy)”があったことを理由にXらには第4修正の保護を主張する“申立適格”があったと判示し、原判決を破棄した。同裁判所は、たとえ“社会はコカインの袋詰めの仕事価値あるものと認しないとしても、財産の所有者または(建物の)賃借人が共通の仕事——それが違法活動であれ合法的活動であれ——をするために彼らの住居に人を招き入れるプライバシーの権利を社会的価値あるものとして社会は是認していると指摘し、Pの観察の結果として収集された証拠を排除する申立適格がXらにあったと結論”した。Xらには第4修正の主張をする“申立適格”があったとした上で、Pの観察は第4修正の下でのアパートの搜索に相当する(constituted)とし、同搜索は不合理であったと判示したのである。(Id. at 85-87.)

これに対し、合衆国最高裁は政府側の上告受理の申立てを容れ、6対3で原判決を破棄した。なお、法廷意見の執筆はレンキスト首席裁判官である。

【判示】 原判決破棄。 ミネソタ州裁判所は、Xらには“申立適格”法理の題目(rubric)の下でプライバシーの正当な期待(a legitimate expectation)があったかを分析したが、これは当裁判所が20年前の【6】ラーカス判示で明示に退けた分析である。同判決でわれわれは、自動車の同乗者には彼らがその自動車も当該証拠物も所有していなかった場合その自動車から押収された負罪的証拠に対し第4修正の保護を主張できないと判示した。われわれの分析の中心は、被告人が彼の(他の誰のものでもない)第4修正の違反を立証することができるかを判断するに当たり、“これらの権利の定義は申立適格というよりは実体的な第4修正の範囲内

(within the purview)のものとして検討した方がより適切である”という考えであった。それ故、われわれは、第4修正の保護を主張するためには搜索場所へのプライバシーの期待を彼自ら(personally)有していること、および彼の期待は合理的であることを被告人は立証しなければならないと判示したのである。

第4修正は、不合理な搜索・押収に対し自己の身体、住居、書類、および所持品の安全が保障される人民の権利は犯されてはならない、そして令状は、宣誓または確約(affirmation)によって裏付けられた相当な理由に基づいて発せられ、かつ搜索される場所および逮捕押収(seized)されるべき人または物件を特定したものでなければならないと規定する。

第4修正は、身体および住居への不合理な搜索に対し個人を保護する、それ故、第4修正は“当の個人によって援用されなければならない一身の権利(personal right)”であることを示している。【2】キャッツ判決(“第4修正は場所ではなく人を保護する”)を見よ。しかし、第4修正が人々を保護する範囲は、これらの人々のいる場所いかんによる(depend upon where those people are)。“第4修正の保護を求める資格(capacity)は……第4修正の保護を主張する者が侵害された場所へのプライバシーの正当な期待を有しているかによる”と判示したのである。【6】ラーカス判決143頁。【8】ローリングズ判決106頁をも見よ。(Id. at 87-88.)

第4修正の本文は、その保護は“彼らの”住居にいる人々にのみ及ぶことを示唆している。しかし、われわれは、状況いかんによっては、誰か他人の家であってもプライバシーの正当な期待を持ちうると判示してきた。例えば、【9】オルソン判決において、ある家の泊り客は第4修正の保護するプライバシーの期待を有すると判示した。“泊り客はホストの家での正当なプライバシーの期待を有すると判示するのは、われわれすべてが共有する毎日のプライバシーの期待を是認するにすぎない。”とわれわれは述べたのである。

【1】ジョーンズ判決においてアパートの搜

索から得られた証拠の排除を求めた被告人は、アパートの使用を友人から認められていた。そして彼はそのアパートに衣類を保管し、多分夜もそこで眠っていた、その当時彼はアパートの唯一人の居住者 (occupant) だった。アパートの搜索は被告人の第4修正の権利を侵害したとのジョーンズ判決の判示はなお有効ではあるが、“搜索が行われた建物 (on premises) に正当にいる者は何人であれその合法性を争うことができる”との指摘は、【6】ラーカス判決において明示に否定された。それ故、ある家の泊り客は第4修正の保護を主張できるが、単に持主の同意を得て滞在しているにすぎない者は第4修正の保護を主張できない。

本件でのXらは、明らかに泊り客でなかったが、仕事をするためには滞在が不可欠であったとはいえ、その家には数時間いたにすぎなかった。彼らがZと以前に関係があったとの示唆はない。また家族としての受入れの度合 (a degree of acceptance into the household) を示す【9】オルソン判決での泊り客との関係に類似するものはなかった。アパートはZにとって居住場所であったけれども、被上告人 (X、Y) にとっては単に仕事をする場所にすぎなかったのである。(Id. at 89-90.)

商業目的で使用される財産は第4修正の趣旨に照らし居住目的での財産とは異なるものとして取り扱われている。商業用の建物でのプライバシーの期待は、個人の家での類似の期待とは異なるし、現にそれよりも小さい。【9】オルソン判決での泊り客を他人の家での第4修正の保護を主張できる者の典型例であり、単に“正当に建物にいる”者をそのように主張できない者の典型例であると考えるのであれば、本件事案は明らかにこの両者の間のどこかに位置する。しかし、本件で行われた取引の純然たる商業的性質、建物での比較的短い滞在、被上告人と持主との間の以前の関係の欠如、これらはすべて、被上告人の状況は単に建物に滞在することを許されたにすぎない者の状況により近いとの結論に導く。われわれは、それ故、搜索が行われたとしても、それは彼らの第4修正の権利

を侵害していなかったと判示する。

被上告人にはアパートへのプライバシーの正当な期待はなかったと結論したのであるから、警察官の観察が“搜索”に相当するかを判断する必要はない。したがって、ミネソタ州最高裁の判決を破棄し、この意見と矛盾しない手続で本件を差し戻すこととする。

〈ギンズバーグ裁判官の反対意見〉(ステイヴンズ、スータ両裁判官同調) 本判決は短期の滞在客の安全だけでなく家の居住者自身の安全の土台をほり崩している。私見によれば、家の所有者または賃借人が、会話のためであれ娯楽活動のためであれ、あるいは合法または違法な商売目的のためであれ、共通の試みを共にするために自ら (personally) 客人を自分の家に招き入れるとき、その客は不合理な搜索・押収を受けないホストの避難場所 (shelter) を共有するというべきである。

私は本件で、“正当に建物にいる”という【1】ジョーンズ判決での基準の復活を提案しているのではない。当裁判所は【7】サルヴツツイ判決で“自動的申立適格法則”を退けたのと同様に【6】ラーカス判決でそのような決まり文句 (that formulation) を退けているからである。第1、私が本件でやり遂げたい解決策 (disposition) は無比の家——法によって是認されたプライバシーの最も不可欠の要塞 (bastion)——の重要性への反応 (response) である。個人の住居は政府の侵害からの自由を人が通常期待する場所である。われわれの判例はこの基本的な第4修正の原理から逸脱したことはなかった。第2、住居自体の内部においても、私が固執したい立場は“一度も会ったこともないし訪問を認めたこともない不意の訪問客に、その訪問客が搜索時にたまたま家の台所にいたのであれば、地下の搜索に異議を申し立てることを”認めるものではない。【6】ラーカス判決。

さらに私が本件で主張するのは、彼女の家とその仲間のプライバシーを客人と共有することを選択する家の所有者の事案に限られているので、牛乳やピザの配達人のようなクラスルームでの仮定的問題に及ぼすつもりはない。

私の主たる関心は自己の家およびそこでの交際を彼女が選択する人と共有するその個人の選択にある。われわれの従前の判決は、他人を排除する特権があることを1つの理由として人々は彼らの家でのプライバシーの合理的期待があることを示している。排除する権限は招き入れる権限を含む。われわれの第4修正の判決はこのような補足の特権（complementary prerogatives）を反映するものと解すべきである。

当裁判所のアプローチによれば、滞在期間や目的いかなを確かめずに彼女の家を他人に解放するとき、家の住居者は彼女自身のプライバシーを危険にさらすことになる。“令状なしの家の内部の搜索・押収は緊急の状況がなければ不合理であると推定される”のが今でも教科書の法である。現実の法はより不確かである。本日の判決は、一晚中そこにいない客の負罪的証拠を発見するために令状なしに警察が個人の住居をのぞき込むことを誘発しかねない。【6】ラーカス判決はかかる誘惑を自動車の搜索に関して黙許する。この危険を家の中に拡大する特段の理由（impelling reason）はない。（*Id.* at 107-108.）

法務長官（the Solicitor General）が認めたように、ホストと客の行為の違法性すなわち彼らは犯罪のパートナーであったという事実は、このような分析を変えるものではない。例えば、【9】オルソン判決において、当裁判所の判決がその安全を保障した当の客は、警察が彼を搜索中に、一晚滞在していた。この客の重大犯罪（第1級謀殺罪、武装強盗および暴行）とのかかわりにもかかわらず、この客にはホストの家での無令状逮捕を禁止する第4修正の保護が及ぶと判示された。他の諸判決も同様に、被告人の行動の犯罪性にもかかわらず、第4修正の申立てを支持している。例えば、【2】キャッツ判決の指導的判例が、私見によれば、本件事案に対する鍵である。同判決でわれわれは、申立人が公衆電話ボックスにいた間に彼が賭博情報を伝達するのを政府側が電子録音したとき、申立人の第4修正の権利を侵害したと決定した。われわれは“第4修正は、場所ではなく人、を保護

することに留意し、そしてこの商売用の電話を電子監視したのが電話ブースの利用中に電話者が正当に依拠したプライバシーを侵害したことになる”と判示したのである。本件での当裁判所の判断は【2】キャッツ判決で示された道筋から大きく方向を変えている。われわれが現に共通の試みに従事する人の建物に入るときよりも、表通りにある公衆電話ボックスから商売用の電話を人の家にかけるときのほうがプライバシーの合理的期待が大きいということには同意できない。（*Id.* at 110-111.）

**【研究】** 1 本判決は、いわゆる排除法則の申立適格について侵害された場所に正当なプライバシーの期待を有する者に限られるとする1978年の【6】ラーカス判決に依拠した上で、その後の関連判例をも加味しつつ、本件での警察官の窓からの屋内の観察がたとえ“搜索”に相当するとしても、アパートへの正当なプライバシーの期待はなかったのであるから第4修正の禁止する不合理な搜索・押収ではなかったとしたものである。ただ、本判決を正確に理解するには事実関係を含めた先例の把握が不可欠であるので、申立適格に関する比較的最近の重要な判例を時系列的に順次紹介した後で本判決に即して申立適格の問題点について検討することとしたい。

## 2 関連判例の検討

【1】ジョーンズ友人宅滞在中搜索申立適格肯定 麻薬事件判決（1960年）

本判決（*Jones v. United States*, 362 U.S. 257）は、友人のアパートに許可を得て滞在中に押収された証拠物（麻薬）に対する証拠排除の申立てを連邦刑事訴訟規則の「侵害された者」に相当するとして被告人の“自動的申立適格（automatic standing）”を肯定したものである。

**【事実】** 被告人（X）は麻薬の搜索令状執行中の連邦麻薬捜査官（Pら）によってコロンビア地区で逮捕された。Pらがアパートの窓の外に少し突き出た鳥かごの中で麻薬および麻薬関連道具（paraphernalia）を発見したところ、

Xは麻薬等は自分のものであり、かつ自分は同アパートに住んでいることを認めた。Xは公判で捜索令状は相当な理由なしに発付されたものであるとして麻薬等の証拠排除を申し立てた。政府側は、Xは押収物の所有者であることも“招待された者ないし客”以上の利益をアパートに有していることも主張していないことを理由にXの申立適格を争った。Xだけが証言した。Xは直接尋問で、アパートは友人（Y）のものであるが、その友人からアパートの使用を認められ鍵——Xが逮捕当日、自分のものと認めたもの——を提供されたと証言した。反対尋問を受けたXは、アパートには衣類（スーツとシャツ）を置いてあり、アパートの使用料は一切支払っていない、Yは“友人として”アパートの使用を認めた、Xは“多分夜も”そこで休んでいた、捜索当時Yは5日間ほどフィラデルフィアに出かけて留守だったと証言した。Xは有罪とされ7年の拘禁刑を言い渡された。公判裁判官はXには“申立適格”がないとの理由だけで証拠排除の申立てを否認した。控訴裁判所は有罪判決を維持した。Xには申立適格がないとの地裁判断には同意したが、たとえ申立適格が認められるとしても証拠は合法的に押収されたというのである。（*Id.* at 258-260.）

【判示】 原判決破棄。 Xの申立適格の問題は連邦刑事手続規則第41条（e）を参照して決定されるべきである。これは捜索を有効とする条件に違反して獲得された証拠の排除を支配する制定法上の命令であり、“違法な捜索・押収によって侵害された（aggrieved）者は、当の財産が押収された地域の地方裁判所に財産の還付および……令状なしに違法に押収された等の理由でその財産の証拠としての排除を申し立てることができる”と規定する。

“違法な捜索・押収によって侵害された者”といえるためには、その者が捜索・押収の犠牲者でなければならない。とすると、関連証拠の排除の根拠として捜索の合法性を争う者に対し彼自身がプライバシーの侵害の犠牲者であることの立証を要求するのは全く適切である。しかし、本件のような訴追には格別の問題が提示

されてきた。“申立適格”を立証するために排除の申立人は押収された財産を所有していたこと、または捜索された場所での実質的な占有的利益（a substantial possessory interest）を有していたことの立証が必要とされてきた。本件起訴状で告発されているような麻薬犯罪は麻薬の所持という立証だけで確証できるから、伝統的な申立適格の要件に従おうとする被告人は、彼を有罪とするのに役立つ事実を述べなければならない。少なくとも、そのような被告人は、その場所（premises）での所持を説明するという刑事上底意のある立場（criminally tendentious position）に置かれることになる。排除の申立てに関してなされた主張が公判で不利に用いられうるという可能性に直面するばかりか、所持犯罪の起訴に対する防御を維持する一方で“申立適格”を立証しようとすれば自ら偽証を犯すことにもなりかねないのである。

本件のような事案における被告人のジレンマはハンド判事によって鋭く（pointedly）指摘されていた。すなわち“規制財産（contraband property）の持主ないし所有者であることを認めることに人はたじろぎかねない（may wince）。持主の救済の確保を希望すると同時にその部分の危険を回避しようとするためには曖昧な言葉（equivocation）では役立たないだろう。彼らが犠牲者として登場するのであれば、その役割を引き受け疑問の余地なく十分詳細に犠牲者の役割を果たさなければならない。本件での申立人はかかる窮地に後ずさり（shrank from that predicament）しつつ、このジレンマの一方（one horn）を選択することを余儀なくされたのであった。” *Connelly v. Medalie*, 58 F. 2d 629, 630.

ハンド判事のいうジレンマは解消不能（inescapable）ではない。それは“申立適格”の要件を前提としているが、それには拘束力（compelling）が認められない。本件での被告人の申立適格を効果的に支持するのに役立つ2つの考え方がある。（1）所持による有罪と申立適格の付与というジレンマをもたらす本件訴追における同一の要素は、捜索場所ないし押収財産

における利益という予備的立証を不必要としている、(2) たとえ本件が違法な所有にかかわる訴追でなかったとしても、法律上必要とされるその場所での利益は本件では満たされている。下級審で要求されているような広汎な財産上の利益は必要とされていないからである。

第1の根拠に関しては、次のような考察が説得的である。すなわち申立人（X）が覚せい剤またはその場所への利益を認めなかったため搜索への攻撃は禁止されると判示するのは、政府側に有罪の根拠として矛盾する立場の利益（the advantage of contradictory position）を認めることとなろう。Xの有罪は搜索時の覚せい剤の所有に由来する。しかし、その有罪判決が依拠する搜索の果実は、Xがそのとき覚せい剤を所持していなかったという理由で証拠として認められたのである。検察側は、それ故、不法な所持でのペナルティを被告人に与える一方で、かかる状況下の者に与えることを目的とする救済策を被告人に否定したことになる。このように正面から矛盾する権限の主張は、控えめにいっても、刑事司法の運営の礼節（amenities）に一致しない。Xの有罪の根拠とされた所持は、それだけで規則第41条（e）の要件の下で申立適格を肯定するのに十分である。（*Id.* at 263-264.）

本件で申立適格を支持する第2の根拠として、Xの証拠排除の申立てに関する証言は搜索によって“侵害された者”であることを立証するためのその場所での十分な利益を明らかにしている。同証言は、搜索時にXはアパートの持主（Y）の許可を得てアパート内にいたことを確認した。政府側は、そのような利益では申立適格を認めるのに十分でないと主張する。政府側は建物の持主だけが申立適格を付与されるということについては争っていない。政府側の主張は下級審での支配的な見解にほぼ従ったものである。下級審は“客”や“招待客”への申立適格を否定してきた。われわれは下級審の一連の判例から軽々に離脱しない。われわれは、しかし、このような私的な財産法に関してコモン・ローによって展開されてきた精緻な区別を導入

するのは不必要かつ不賢明であることを確信する。（*Id.* at 265-266.）

効果的かつ厳格な刑法の執行における政府側の利益は、搜索が行われた場所に正当にいた者は誰であっても（*anyone legitimately on premises*）、その果実が自己に不利に用いられようとしているとき排除の申立てをすることによってその合法性を争いうることを認めても何ら損なわれることはない。このことは、むろん、不法な滞在のため搜索場所へのプライバシーを主張できない人を利することにはならない。Yの同意によってXがアパートにいたことをXの証言は立証しているから、Xには証拠排除の申立てをする権利があったことになる。（*Id.* at 267.）

## 【2】 キャッツ第4修正違反公衆電話徒博情報傍受事件判決（1967年）

本判決（*Katz v. United States*, 389 U.S. 347）は、公衆電話ボックスの外に電子装置を設置したFBI捜査官が電話での徒博情報を傍受した事案につき、第4修正は場所ではなく人を保護するとした上で、本件盗聴は「申立人が正当にも依拠したプライバシー」を侵害すると判示したものである。

【事実】 被告人（X）は電話で徒博情報をロスからマイアミおよびボストンへ伝達し連邦法に違反したとして起訴された。政府側は公判で「公衆電話ボックスの外側に」盗聴器を設置してFBI捜査官が傍受したXの電話会話を証拠として提出することが認められた。Xの占有する地域への“物理的侵入（physical entrance）”はなかったので第4修正違反はないことを理由にXは電話による徒博情報の伝達の罪で有罪とされた。

【判示】 原判決破棄。「第4修正は、場所ではなく、人（*people, not places*）を保護する。人が故意に（*knowingly*）公衆にさらすことは、たとえ彼自身の家や事務所の中のことであったとしても、第4修正の保護の対象ではない。しかし彼が個人的なこと（*private*）として保持しようとしていることは、たとえ公衆に解放されている領域においてであれ、憲法上保

護されうる。」(Id. at 351-352.)

政府側は、Xが電話をかけていた電話ボックスは主にガラスで作られているのでXがその中に入った後でも外にいたときと同様に可視的(visible)であると主張する。しかし、彼が電話ボックスに入ったときに排除しようとしたのは侵入する目(intruding eye)ではなく招かれざる耳(uninvited ear)であった。会社の事務室、友人のアパート、あるいはタクシーの中にいる個人と同様に、電話ボックスの中にいる個人は第4修正の保護に依拠できる。ボックスを占拠し、後ろのドアを閉め、電話のできる料金(toll)を支払う者は、彼が送話器に発する言葉は外部の世界に伝わらないと考える権利があるのは確かである。憲法をより狭く読むことは、公衆電話が私的なコミュニケーションにおいて果たしてきた重大な役割を無視することになる。(Id. at 352.)

政府側は、しかし、本件での捜査官の行動は第4修正の要件によって吟味されるべきでないとする。彼らが採用した監視技術はXが電話をかけていた公衆電話ボックスへの物理的侵入とはかかわりが無いからであるという。しかし、このような考えは廃棄された。実際、われわれは、第4修正は有体物の押収を規制するばかりか、財産法の下での不法行為ではない口頭供述の録音や傍受にも同様に及ぶことを明示してきた。このことが認識され第4修正は——単なる“領域(areas)”ではなく——不合理な搜索・押収から人を保護することが認識されると、第4修正の範囲は一定の囲まれた場所(enclosure)への物理的侵入の有無いかんによるものでないことは明白となる。

Xの言葉を電気によって盗聴・録音した政府側の活動は、Xがボックスを使用した際に正当にも依拠できたプライバシーを侵害したことになり、それ故、第4修正の“搜索・押収”に相当する。かかる目的のために用いられた電子装置がたまたま電話ボックスの壁を侵入しなかったという事実は憲法上意味を有しない。(Id. at 353.)

〈ハーラン裁判官の同調意見〉 法廷意見

が述べるように、第4修正は“場所ではなく、人を保護する”。問題は、しかし、これらの人々にどのような保護を提供するかである。一般的には、本件におけるように、この問題への回答は“場所”への言及を必要とする。以前の諸判例から浮かび出てくる私の理解するルールによれば、二重の(two fold)要件がある、第1、人が現実の(主観的な)プライバシーの期待を表明したこと、そして第2、その期待は社会が“合理的”として是認する用意のあるものであることである。それ故、人の家は、ほとんどの目的のために、彼がプライバシーを期待する場所である。しかし、彼が外部の者の“明白な視野(plain view)”にさらす物件、活動、または供述は“保護”されない。それらを彼自身のものとする(keep them to himself)ということが表明されていないからである。他方、オープンな会話は立ち聞きされても(being overheard)保護されない。このような状況でのプライバシーの期待は不合理として是認されているからである。

本件でのポイントは、電話ボックスが“公衆に利用できる”ということではなく、それはほんの一時の占有者の侵害からの自由の期待が合理的であると是認される一時的に個人的な場所(private place)であるということにある。(Id. at 361.)

### 【3】シモンズ証拠排除肯定銀行強盗事件判決(1968年)

本判決(Simmons v. United States, 390 U.S. 377)は、2人組の銀行強盗事件に関して公判前の写真提示による犯人識別手続の合憲性が争われたものであるが、共犯者の1人については証拠排除の申立てを否定した点において誤りがあるとして破棄した際に申立適格の要件について【1】ジョーンズ判決と対比しつつ詳細な判断を示しており参考になる。

【事実】 1964年2月27日、2人組の男がシカゴの銀行に入った。その1人は出納係に銃を突き付け袋を示し、その中に金を入れるように命じた、2人はおよそ5分間銀行内にいた。2人

が逃げると銀行員の1人がその後を追いかけて、まさに逃げ去ろうとしていた1960年型サンダーバードの助手席に座っている男の1人を目撃した。1時間内に警察がこれに似た車を突きとめたところ、被告人シモンズ（X）の義理の姉妹であるR夫人所有のものであることが判明した。R夫人は当日午後、その車を兄弟（Z）に貸したと警察に話した。

当日午後5時15分ころ、2人のFBI捜査官は同車が駐車していた場所から半ブロック先のZの母親M夫人宅に行った。無令状であったので、後に公判でM夫人が家宅搜索を許したかどうかで争われた。捜査官は搜索した地下室で2つのスーツケースを発見した。M夫人はいずれのスーツケースも知らないと言った。1つのスーツケースの中に強盗時に用いられたのと類似の銃入れや袋、銀行から奪われたコイン・カードや紙幣の帯封（bill wrappers）などが入っていた。

FBIは翌朝、Zのもう1人の姉妹からZとXの写真を手に入れ、これを強盗を目撃した5人の行員に示したところ、5人はいずれもXを犯人の1人と識別した。1～2週間後に5人のうち3人は、Yの写真を見てもう1人の犯人であると識別し、残りの2人は、2人目の強盗についてははっきりと見ていなかったと言った。

X、YはZと共に強盗罪で起訴された。Yは公判前に、Yに不利な物の入ったスーツケースから成る訴追側の証拠物の排除を求めた。Yはこのような申立適格を立証するために、断定はできないが、そのスーツケースはYが所有していたスーツケースとよく似ている、そしてスーツケースの中にあった衣類は自分のものであると証言した。地裁は証拠排除の申立てを退け、“排除”手続でのYの証言は公判でYに不利に許容された。（*Id.* at 381.）

公判で5人の証人は全員、Xを犯人の1人であると識別した、そのうち3人はYをもう1人の犯人であると識別したが、残り2人はよく見ていなかったから分らないと証言した。陪審は3人全員を有罪とした。第7巡回区はXとYについては有罪を維持したが、Zについては「Zと本件強盗とを結びつける証拠が不十分であると

の理由で」有罪を破棄した。（*Id.* at 380-381.）

【判示】 原判決破棄。 M夫人の自宅地下室で押収されたスーツケースおよびその内容物の証拠排除の申立に関してガレット（Y）がした証言をYに不利に許容することを政府側に許したのは、原判決を破棄すべき誤り（reversible error）であると主張されている。このY証言は、Yがスーツケースの所有者であることを立証した第4修正の実効性を保障するために当裁判所は早くから違法に押収された証拠物の排除の申立てをする権利を連邦事件での被告人に与えてきた。さらに当裁判所は最近、“排除法則は第4および第14修正の本質的部分である”と判示した。

「しかしながら、われわれはまた、第4修正により保障される権利は一身上の権利（personal rights）であること、そして自己自身の保護が搜索の押収によって侵害された者の事案（instance）にのみ、それらの権利は証拠排除により強制しようと判示した。【1】ジョーンズ判決260-261を見よ。一時期、第4修正の異議申立てをしようとする被告人は、自分が押収物の所有者であるか、または搜索された場所（premises）に財産上の利益を有することを立証することが要求された。われわれは本件で提示された問題の解決を回避するため、この申立適格の要件を【1】ジョーンズ判決において2つの方法で緩和した。第1、押収された証拠物の所有それ自体が犯罪の本質的要素であるとき、証拠の許容性を争うために必要な占有上の利益（possessory interest）が被告人にあることを政府側が否定することはできないと判示した。第2、われわれは申立適格を有するためには搜索場所に被告人が占有上の利益を有することは必要ではないと判示した。つまり搜索開始時にXがこれらの場所に正当に滞在しておれば、それで十分であるというのである。本件で申立人ガレット（Y）は正当にも、そして政府側からのチャレンジなしに、適格性の要件は満たされなければならないとの前提に立っている。この前提の上で、かような要件を満たすためにYによってなされた証言は公判で有罪・無罪の問題に関し

てYに不利に許容されるべきではなかったと主張するのである。同意する。」(Id. at 389-390.)

【1】ジョーンズ判決で明らかにされた申立適格法則の下では、非占有的犯罪に対する訴追においてであっても、申立適格を立証するために被告人の証言が必要となる場合がある。本件は、その一例として役立つ。スーツケース押収時にYはM夫人の家にいなかったのは明らかである。スーツケースの許容に異議を申し立てる適格が認められるための唯一ないし少なくとも最も自然な方法は、自分がそのスーツケースの持主であることを証言することだった。それ故、Y証言は第4修正の排除の主張の不可欠な部分(integral part)と見なされるべきである。下級審によって判断された法則の下では、証言が後の公判で自己に不利な証拠として許容される危険を前提にYはかかる証言をすることができる。この種の証言は政府側が重要と考え公判で許容されることを求めている証拠と被告人を結び付けるもので、被告人にとって極めて偏頗であることは間違いない。本件は再び、1つの例として役立つ。強盗の2,3時間後に銀行から奪われた帯封(wrappers)の入っているスーツケースの持主であることをYが認めたことは疑いもなくYにとって極めて不利な証拠であったからである。この証言がなければ、Yがスーツケースの持主であることを政府側が立証することは困難であったろう。(Id. at 390-391.)

Yのような被告人が直面するジレンマは占有的犯罪にあってはとくに著しい、申立適格のために要求される証言自体が犯罪の要素を立証することになるからである。われわれはジョーンズ判決において申立適格の要件を緩和することによりHobson(被告人)の選択の困難を除去した。当裁判所は今まで非占有的犯罪で訴追されたガレット(Y)のような被告人がジレンマから解放される権利があるかについて正面から判断したことはない。

下級審によって採用された法則は、被告人に第4修正の異議申立てをさせない要件を課すだけでなく、当裁判所が常にとくに敏感(sensitive)であった種類の要件を課している。申立

適格を立証したい被告人は自分が述べた言葉が後に彼を罪に陥れるために用いられうる危険を負わなければならないからである。申立適格を立証するためになされた証言の許容性を認める裁判所は、証言は任意であるから第5修正の自己負罪条項の違反はないことを理由としてきた。抽象論としてはそのとおりであろう。Xは証言しなければ利益を失わねばならぬという意味においてのみ排除の申立てを裏付けるために証言を“強制”されたのであり、証言は利益を得るためになされたにすぎないのであるから、法律問題としては必ずしも不任意ではない。しかしながら、この理由付けの基底にある前提は被告人には選択(権)があるということである。すなわち、被告人は証言を拒絶して利益を放棄しうるというのである。得られる“利益”が権利の章典の他の規定によって提供される状況にこの前提が適用されると、まぎれもない緊張関係(undeniable tension)が生ずる。それ故、本件においてガレット(Y)は弁護人の助言のもとに有効な第4修正の主張であると信じていることを放棄するか、それとも、法的効果において、第5修正の自己負罪拒否の特権を放棄するかを余儀なくされるのである。このような状況において、われわれは、1つの憲法上の権利が他の憲法上の権利を主張するために放棄されなければならないというのは耐え難い(intolerable)ことと考える。われわれは、それ故、被告人が第4修正を根拠に証拠排除の申立てを裏付けるために証言するとき、彼の証言は有罪の争点に関して公判で彼に不利に許容できないと判示する。

以上の理由でわれわれは、シモンズ(X)に関する限り、控訴審の判断を維持する。申立人ガレット(Y)に関しては原判決を破棄し、本件を控訴裁判所に差し戻すことにする。(Id. at 393-394.)

#### 【4】オールダマン申立適格否定秘密国防情報提供共謀事件判決(1969年)

本判決(Alderman v. United States, 394 U.S. 165)は、第4修正違反の産物の排除は搜索自体

によって権利を侵害された者によってのみ主張できることであり、共同被告人や共謀者には格別の申立適格はないとしたものである。

【事実】 オールダマン（X）とYの有罪判決が控訴審で維持され最高裁に継続中に政府側による盗聴器の設置が判明したため、本件有罪の裏付けとなる証拠が第4修正違反の違法な盗聴の結果であるかを判断する際に第1審によって従われるべき基準・手続が問題となった。（*Id.* at 167.）

X、Yは、Z（故人）とともに殺人目的の脅迫（murderous threat）を州間通商において共謀したとして有罪とされた。これは控訴審で維持され、最高裁は上告受理の申立てを退けた。再審査の申立て中にXらは、シカゴのYの事務所に盗聴器が設置されていたことが最近判明したと主張した。政府側が違法な盗聴によりYの会話が傍受されていたことを認めたのでXらに再審理が認められ、原判決が破棄差し戻された。

盗聴記録はまず裁判官室（in camera）で検討される必要があると政府側は主張し、Xはこれに反対した。最高裁は今開廷期の冒頭に再吟味するとした。「当事者の注目は証拠開示の問題および政府側の違法監視の果実の使用に異議を申し立てる適格の問題に向けられた。」（*Id.* at 167-169.）

X、Yは、合衆国の国防上の情報をソ連に伝達した共謀罪およびBをソ連のエージェントとして行動させたとして有罪とされた。Bも連邦法（18 U.S.C. § 951）の下での実体犯罪で有罪とされた。控訴審はこれを維持した。Xに続きBもXの事案での再吟味とほぼ同じ問題に限定して上告受理の申立てが容れられた。（*Id.* at 169-170.）

各事案で上告受理の許可は次の質問に限定された。すなわち、申立人または共同被告人の第4修正に違反する電子監視（electronic surveillance）があったという前提で、（1）そのような電子監視の記録を公判裁判官による裁判官室での点検のために（in camera to inspection）提出されるべきであるか、もしそうなら、どの範囲で、（2）裁判官室での点検が命令されるべき

であるのであれば、どのような基準によって公判裁判官は被告人にその記録を引き渡すのか、（3）申立人はそのような違法な監視から獲得された情報を申立人に不利に使用することに異議を申し立てる適格（standing）を有するかを判断するに当たり、いかなる基準が適用されるべきであるか、より具体的には、違法な監視が特定の被告人の家屋で（at the premises）行われたのであれば、（a）その被告人は、その家屋にいたか、または傍受された会話の当事者であったか否かにかかわらず、違法な監視から得られたいかなる情報ないしすべての情報を彼に不利に用いることに異議を申し立てる適格があるのか？

（b）共同被告人は、その家屋にいたかまたは傍受された会話の当事者であったか否かにかかわらず、違法な監視から得られたいかなる情報ないしすべての情報を彼に不利に用いることに異議を申し立てる適格があるかに限定された。（*Id.* at 170 n.4.）

【判示】 排除法則は第4修正に違反して被告人から押収されたいかなる証拠も刑事公判から排除する。そのような証拠の果実も同様に排除される。第4修正は招かれざる耳に対し保護を提供するから、違法に傍受されたのであれば、口頭供述およびその果実も排除の対象となる。【2】 キャッツ判決。

マップ判決やウィークス判決での被告人は捜索の犠牲者であった。しかし本件での各申立人は、彼を有罪とするために用いられた証拠のどれかが権限なき監視の産物であれば、監視によって誰の第4修正の権利が侵害されたかにかかわらず再公判が必要であると主張する。もし証拠が彼に関する違法な電子監視によって汚れていることを理由に被告人または共謀者に不利に許容できないのならば、彼の共同被告人または共同共謀者に対しても不許容とすべきと主張する。

このような第4修正およびそれを実施するために作成された排除法則の広範な解釈は明らかに判例と一致しないので、われわれはこれを退ける。確立した原理によれば、第4修正違反の

産物の排除は、不利な証拠の提出によって侵害された者によってでなく、搜索自体によって自らの権利が侵害された者によって主張されるときに成功しうる。共同共謀者や共同被告人には特別な申立適格は与えられていないのである。（*Id.* at 171-172.）

これらの判例および第4修正の権利は一身上の権利であり他の憲法上の権利と同様に、代理して主張できないとの一般的な法則にわれわれは固執する。**【3】** シモンズ判決、**【1】** ジョーンズ判決。（*Id.* at 174.）

#### **【5】 ブラウン保管盗品排除申立適格否定盗品州間移送事件判決（1973年）**

本判決（*Brown v. United States*, 411 U.S. 223）は、被告人が盗みの共謀者の家屋で保管中の盗品が瑕疵ある令状によって搜索・押収された事案につき、被告人にはその押収された盗品につき正当なプライバシーの期待がないとして証拠排除の申立適格を否定したものである。

**【事実】** ブラウン（X）はオハイオ州所在の家財道具会社のマネージャで倉庫の鍵を保管していた。Yは同車のトラック運転手であった。同社は1968年から69年に毎年6万ドルの損害を計上した。同社の取締（A）はXのポケットから1枚の紙片が落ちたのを見つけた。それにはXの筆跡で商品リストおよび価格が書いてあり、その正当な最低価格は計6,400ドルであるにもかかわらず、2,200ドルと書かれていた。Aは警察に通報した。警察は直ちに倉庫の監視を開始した。10日後にXらは倉庫から商品をトラックに積み込んでいるのを観察された。警察はその現場をひそかに写真に撮っていた。Xらは積み終えて走り去った。X、Yは警察に追跡逮捕され、権利告知の上、トラックとともに警察本部に連行された。トラックの商品は倉庫から合法的に持ち出されたものではなく、およそ6,500ドルに相当した。

逮捕に続いて憲法上の権利を十分に告知された後でX、Yは各別に自白し、倉庫から商品を盗むことをZと共謀したこと、過去にも商品を倉庫から盗み、これらの商品を逮捕2か月前に

ケンタッキー州マンチェスターにあるZの店に運んだことがあると述べた。Xらはまた、それ以前にも盗んだ商品をZの店に配達し現金で売った（sold）とも述べた。そこでZの店が令状に従って搜索され、小売価格10万ドル以上の同社からの盗品が発見された。Zは搜索当時店にいたが、Xらはオハイオ州で身柄を拘束されていた。

公判開始前にX、Y、Zは、Zの店で発見された盗品の証拠排除を求め、政府側はZの店に対する搜索令状に瑕疵があったことを認めた。地方裁判所はXらの証拠排除の申立てに関する審理を開いたが、XらはZの店ないし押収された盗品に財産的ないし占有的利益のあることを主張せず、またそのような利益のある証拠は地裁に提示されなかった。地方裁判所はZの申立てを認めたが、X、Yの申立ては認めなかった、Zは分離して審理された。

Xらの公判でZの店で押収された盗品が証拠として許容された。Xらの逮捕に至る経緯は目撃証人でもある警察官によって詳しく説明された。盗品の積み込み中に撮られた20枚の写真は証拠として許容された。検察官は相互に巻き込むX、Yの自白を証拠として提出した。Xらは有罪とされた。第6巡回区はこれを維持した際に、「XらはZの店での商品に占有的ないし財産的利益を主張したいなかったのであるから地裁決定は正しかった。彼らは他人の第4修正の権利を主張できないことは明らかである」と述べて、瑕疵ある令状に従って押収された盗品がXらに不利に許容されたのは相当であると判示した。（*Id.* at 224-227.）

**【判示】** 原判決維持。 Xらは**【1】** ジョーンズ判決に依拠して、Zの店での搜索・押収を争う“自動的（automatic）”申立適格を有すると主張する。ジョーンズ判決の法廷意見を執筆したフランクファータ裁判官は、ハンド判事の言葉を引用しつつ、被告人が押収の違法性を争うためには所持の主張に内在する“ジレンマ”を強調した。

このように**【1】** ジョーンズ判決の中心にあった自己帰罪のジレンマはもはや現行の憲法解

釈の下においては生じえない。ジョーンズ判決後の【3】シモンズ判決においてわれわれは、被告人が公判前の審理で証拠排除のための申立適格を確立するためにしたいかなる証言も検察官は公判で被告人に不利に用いることができないと判示したからである。

しかし、シモンズ判決でのわれわれの判断がジョーンズ判決の“自動的”申立適格を不必要とするかをここで判断する必要はない。この問題については、争われている搜索・押収時の所有が“公訴犯罪事実の不可欠な要素である”事案のために保留する。本件ではジョーンズとは異なり、申立人（Xら）に不利な政府側の立証は搜索・押収時に獲得された証拠を申立人が所持していたことに基づいていない。押収された盗品は搜索の2か月前に申立人によってZに移送“売買”された。正式起訴状によって主張されているコンスピラシーおよび移送は注意深く搜索前の期間に限定されている。（*Id.* at 228-229.）

本件を判断するに当たり、それ故、本件のように（a）異議が申し立てられている搜索・押収時にその家屋にいなかった被告人が、（b）家屋での財産的ないし占有的利益を主張しなかった、（c）公訴犯罪事実の不可欠な要素としての搜索・押収時に押収された証拠の所有を含む犯罪で起訴されていなかった場合、搜索・押収に異議を申し立てる適格がないと判示することで足りる。公訴犯罪事実の一部として所有を主張すると同時に申立適格の立証のための十分な所持の否定を政府側に認める欠点（vice）は存在しない。政府側は“相矛盾した立場を利用（taking “advantage of contradictory positions”）しているとして非難されえないのである。

われわれは再び、このような訴追側の自己矛盾（prosecutorial self-contradiction）があるため【3】シモンズ判決でわれわれが強制的な自己帰罪の危険を除去した【1】ジョーンズ判決の“自動的”適格が依然存続することを保障するものではない。われわれは単に、本件のように被告人の自己負罪もなく訴追側の自己矛盾もない場合、かような“自動的”申立適格を認める

理由はないというにすぎない。Xらは申立適格に関して十分に審理する機会を与えられ、搜索された家屋または押収された商品に何らの正当な利益を主張しなかった。また記録上、このような利益は明らかにされていなかった。控訴裁判所が正しく判断したように、Zの店を搜索するために用いられた瑕疵ある令状に異議を申し立てる適格はXらにはなく、他人の第4修正の権利に依拠できないとの控訴裁判所の判断は正しい。“第4修正は一身上の権利であって、他の憲法上の諸権利のように代理して（*ricariously*）主張できないのである。【3】シモンズ判決、【1】ジョーンズ判決。（*Id.* at 229-230.）

#### 【6】ラーカス同乗者申立適格否定強盗事件判決（1978年）

本判決（*Rakas v. Illinois*, 439 U.S. 128）は、強盗事件発生直後の逃走車を停止させて搜索したところ銃等が発見されたので逮捕され強盗で訴追された被告人が運転していたのは車の所有者の女性であったにもかかわらずライフル等の排除を求めた事案につき、【1】ジョーンズ判決の“標的”理論ではなく【2】キャッツ判決の示した“正当なプライバシーの期待”を有する者にのみ申立適格があるとするのが相当としたものである。

【事実】 パトロール中の警察官（P）は強盗事件発生および逃走車の特徴を知らせる司令部からの通信を傍受した。間もなく逃走車と思われる車を発見したので追跡し、応援の車の到着後、Pらはこの車を停止させ搜索した。車に乗っていた本件申立人ラーカス（X）らと女友達2人を車外に出よう命じ、彼らが外に出たあと車の内部を搜索したところ、鍵のかかったグローヴ・コンパートメントにライフル用弾丸の入った箱があり、前部座席の下にライフル銃を発見したのでXらを警察署に連行し逮捕した。公判開始前にXらは搜索は第4修正および第14修正に違反していたとの理由で車から押収されたライフルおよび弾丸の排除を申し立てた。Xらは車を所有しておらず単に同乗者にすぎなかったことを認めた。車の所有者は当時車

を運転していた。Xらはまた押収された弾丸も銃身を短くしたライフルも自分のものとは主張しなかった。検察官は、車もライフルや弾丸もXらのものではなかったのであるから、Xらには車の搜索の合法性を争う適格がないと主張した。公判裁判所は検察官の主張を認め、証拠排除を退けた。イリノイ控訴裁判所は、Xらには車の搜索の合法性を争う申立適格がないとしてこれを維持した。（*Id.* at 130-132.）

【判示】 原判決維持。 Xらはまず【1】ジョーンズ判決で明らかにされた申立適格法則の緩和ないし拡大を主張し、搜索の対象とされた（directed）いかなる刑事被告人もその搜索の合法性を争い、その搜索の結果得られた証拠の公判での許容に異議を申し立てる適格があると主張する。あるいは、本件搜索時に“正当にその場所（legitimately on the premises）に”いたことを理由にジョーンズ判決の下で本件搜索に異議を申し立てる適格があると主張する。（*Id.* at 132.）

A Xらによって示唆されている方法で第4修正の事案での申立適格の法則を拡大することには応じられない。【4】オールダマン判決で述べたように、第4修正の権利は一身上の権利であって代理して（vicariously）主張しえないものである。【5】ブラウン判決、【3】シモンズ判決を見よ。第三者の家屋または財産の搜索により得られた証拠の提出を介してのみ違法な搜索・押収による侵害を受けた者は第4修正の権利を侵害されていない。そして排除法則は第4修正の保障を実効的にする試みであるから、第4修正の権利が侵害された被告人にのみ同法則の保護を享受させるのが相当である。【3】シモンズ判決を見よ。（*Id.* at 133-134.）

なお、われわれには【1】ジョーンズ判決の自動的申立適格の法則が【3】シモンズ判決後も生きのびるかにつき判断する機会がなかった。【5】ブラウン判決228—229頁を見よ。このような法則は、むしろ、他人の第4修正の権利を主張することを被告人に認める法則である。（*Id.* at 135 n.4.）

代理人による第4修正の異議申立ての主張に

申立適格を付与することは必然的に排除法則のさらなる広範な発動（invocation）を意味する。

【4】オールダマン判決での法廷意見はこのような排除法則の拡大に警告していた。（*Id.* at 137.）

B われわれがXの主張を受け入れるのであれば、【1】ジョーンズにおける第4修正の分析での申立適格を保持するのが相当ということになろう。Xの主張する標的理論の下では争われている搜索・押収が特定の被告人の第4修正の権利を侵害したかという実体的問題を検討することなしに被告人に排除法則を援用する申立適格があるかを決定できる。しかし、標的理論を斥けて第4修正の権利は一身上の権利であることを再確認したのであるから、それが有用な目的に役立つかどうかの問題が生ずる。（*Id.* at 138.）

申立適格という観念に代えて、第4修正によって保障されている権利は一身上のものであるとの原理を厳格に適用しても、証拠が排除されなければならない新たな状況が生ずるわけではない。どちらのアプローチの下で検討しても結果は同一である。しかし、われわれは、理論的に分離しそれでいて不可避に結びつく申立適格の概念よりも第4修正の下での特定の被告人の権利の範囲に焦点を合わせる方がベターと考える。これらの権利の定義は、申立適格の範囲（purview）内におくよりも実体的な第4修正の法の範囲内におく方がより適切と考えるのである。

このような文言で分析すると、本件での問題は争われている搜索・押収によって獲得された証拠の排除を求める刑事被告人の第4修正の権利を侵害したかである。この問題は、争われている搜索・押収は第4修正が目的とする刑事被告人の利益を侵害したかの判断を必要とする。

C われわれは、問題の搜索が違法であれば被告人は第4修正の権利を侵害されたことになるという【1】ジョーンズ判決の結論を問題にしているのではない。それにもかかわらず、ジョーンズ判決で鑄造（coined）された“正当にその場に（legitimately on premises）”という文言は第4修正の権利の測定のためには余りにも

広いゲージ (too broad a gage) を創り上げたと考える。たとえば、文字どおり適用されるとこの文言は、今まで会ったこともないような不意の訪問者が搜索時にたまたま台所にいたとしても、他人の家の地下の搜索への異議申立適格を認めることになる。同様に、搜索開始の1分前に来て搜索の1分後に帰った不意の訪問者も搜索の適法性を争うことができることになる。最初の訪問客は地下室に絶対的な利益ないしプライバシーの正当な期待を有していないであろうし、2番目の訪問客は家に何の利益も有していないであろうから、彼らに搜索の合法性に異議を申し立てることを認めても第4修正によって役立つ目的は何ら促進されない。

第4修正の利益の範囲を定義する際にわれわれはジョーンズ判決で明らかにされ、その後の判例で繰り返された見解に固執する。しかし、居住場所の搜索の有効性を争うためには正当にその場所におれば足りるとのジョーンズ判決での文言は、同事件での事実を越えてそのまま全面的に (in its full sweep) 受け取ることはできない。(Id. at 142-143.)

【2】キャッツ判決が第4修正の保護する利益の範囲を定義する際の指針を提供している。当裁判所は同判決において、警察官がコモン・ロー上の不法行為で有罪とされなければ盗聴をしても第4修正に違反しないとの先例に由来する原理を否定し、第4修正の保護を主張する資格は侵害された場所への財産権によるのではなく、第4修正の保護を主張する人が侵害された場所に正当なプライバシーの期待 (a legitimate expectation of privacy in the invaded place) を有することによると判示した。これに照らしてみると、ジョーンズ判決での判示は、ジョーンズは現に使用している家に正当なプライバシーの期待があり、それ故、これらの家への彼の利益がコモン・ローで認められた財産的利益でないとしても、これらの家への政府側の侵入に関して第4修正の保護を主張しようという事実によって最もよく説明しうるのである。(Id. at 143.)

われわれが本日明らかにする法理によって

“正当にその場所に” いたという基準を放棄するに当たり、第4修正の根底にある価値に忠実に適用されると一貫した結果をもたらす時の試練を経て機能してきたルールを捨て去ろうとするのではない。われわれはむしろ、精々表面上明白であるだけで、第4修正を適用する誠実な努力の中で直面しなければならない線引きの問題のすべてを薄いベニア板の下に (underneath that thin veneer) 隠されている文言への意図的な固執を避けようとするにすぎない。正当に場所にいることがプライバシーの期待に無関係であるとの主張として誤解されることを望まないが、それを支配的 (controlling) なものと見なすことはできないのである。(Id. at 148.)

D 以上の分析によって判断すると、申立人(Xら)の主張は採用できない。彼らは車の中での財産的ないし占有的利益を主張せず、押収物への利益も主張していない。すでに指摘したように、彼らは所有者の許可を得て車の中にいたという意味で「正当にその場に」いたという事実は、彼らが搜索された車の特定の領域に正当なプライバシーの期待を有していたかの判断に決定的ではない。類似の状況下で住居において正当化されるのと同様のプライバシーの期待が車の中で保障されるかは本件で決定する必要はない。しかし、本件でのXの主張は住居での類似の状況下においても失敗しよう。Xらは単なる同乗者にすぎなかった車のグローブ・コンパートメントやシートの下に正当なプライバシーの期待を有していたことを立証していないからである。車のトランクと同じく、これらは単に車の同乗者にすぎない者は通常正当なプライバシーの期待を有していない領域である。【1】ジョーンズ判決や【2】キャッツ判決とは事実関係が全く異なる。ジョーンズは友人のアパートの使用許可を得ていたばかりか鍵も預っていたことを搜索の当日認め、かつアパートを占有していた。友人の点を除くと、彼は完全なアパートの支配権を有し他人を排斥できた。同じくキャッツ判決においても被告人は、電話ボックスを占有し他人を排斥するためにドアを閉めていた。ジョーンズとキャッツはそれ

それが異議を申し立てていた搜索・押収の対象である領域に正当にプライバシーを期待できたのであった。(Id. at 148-149.)

#### 【7】サルヴッチ申立適格否定母親宅盗品押収事件判決（1980年）

本判決（United States v. Salvucci, 448 U.S. 83）は、母親宅の令状による搜索で発見・押収された盗品郵便物（小切手）につき被告人が令状の合法性を争った事案につき、【1】ジョーンズ判決の“自動的”申立適格を変更し、第4修正の権利を侵害された者に限り排除法則の利益を主張できるとした上で、本件では搜索場所への合理的期待が立証されていないので申立適格はないとしたものである。

【事実】 サルヴッチ（X）とYは、連邦法（18 U.S.C. § 1708）違反の盗品郵便物（小切手）不法所持等の2訴因で起訴された。起訴の根拠となった12枚の小切手は「Yの母親が借りていたアパートの搜索の過程でマサチューセッツ州警察により押収された。」この搜索は令状に従って行われた。Xらは搜索令状発付の根拠となった宣誓供述書は相当の理由を疏明するのに不十分であるとして小切手の排除を求めた。地方裁判所はこの申立てを容れ、小切手の排除を命じた。政府側はXには搜索の合憲性を争う“申立適格”はないと主張して再考を求めたが、地裁は排除命令を再確認した。

控訴裁判所は「被告人（Xら）には申立適格があり、搜索令状は憲法上不十分であった」と判示し、これを維持した。【1】ジョーンズ判決の下で搜索・押収に対し“自動的申立適格”を主張する権利があったことを理由に、搜索場所ないし押収財産に正当なプライバシーの期待（legitimate expectation of privacy）を立証することは要求されないとしたのである。そして同控訴審は、ジョーンズ判決の法原理の有効性については争われているが最高裁が判断を下すまでジョーンズ判決の自動的申立適格の法理は変更された考えることはできないとして、これを維持した。(Id. at 85-86.)

【判示】 原判決破棄。 排除法則は第4

修正違反に提供された救済策の1つである、そして当裁判所は【1】ジョーンズ判決において、関連証拠排除の根拠として搜索の合法性を争う者に彼自身が財産侵害の犠牲者であることの立証を求めることは全く適切であるとし、他人の第4修正の権利侵害を代理して主張する試みは繰り返し当裁判所によって斥けられてきた。【4】オールダマン判決、【5】ブラウン判決。ごく最近【6】ラーカス判決においてわれわれは、第4修正の権利が侵害された被告人に限り排除法則の保護からの利益を認めるのが適切であると判示した。(Id. at 86-87.)

当裁判所は【1】ジョーンズ判決において排除法則は違法な搜索・押収の被害者であった被告人を保護するために利用できるにとどめるべきであるとしたが、例外を設けることが必要と考えた。押収された証拠の所持が公訴犯罪事実の不可欠な要素である事案においては自己自身の第4修正の権利が侵害されたことを立証する義務はなく、その証拠の搜索・押収が違憲であることを立証することで足りると判示された。このような立証の下で排除法則は被告人に不利な証拠の許容を阻止するために利用できることになる。(Id. at 87.)

当裁判所は、このような所持犯罪の訴追は当時確立していた第4修正の申立適格の原理からの離脱を必要とする“特別な問題”を提示しているとした。2つの事情がこのような例外を要求していると認められた。排除申立てに関する審理で申立適格を立証するためには被告人はしばしば“被告人を有罪とするのに役立つ事実の立証を余儀なく”される。当裁判所は第4修正の権利は違法な搜索・押収によって侵害されたことを立証する義務から被告人を解放することによってこのジレンマを解消しようとした。

当裁判所はまた、この法則は他の理由で有益であると指摘した。所持犯罪の訴追において排除法則を援用する被告人の申立適格を政府側が争うことを禁止する法則がなければ、政府側は“矛盾した立場の利益”を認められることになる。被告人は刑事責任の対象たる物品を所有していると主張すると同時に第4修正の保護を主

張するためにはその物品を所持していないと主張する、このようなことは政府側に認めるべきではないというのである。かくして自己負罪が第4修正の主張に伴うリスクを阻止し、同時に訴追側の自己矛盾の欠陥（vice）を阻止するために当裁判所は自動的申立適格の法則を採用した。**【5】** ブラウン判決を見よ。（*Id.* at 87.）

ジョーンズ判決以降に経過した20年の間に当裁判所を自動的申立適格のルールに導いた2つの理由も同様に時の影響を受けた。当裁判所は排除の申立ての裏付けのために被告人によってなされた証言は公判で彼の有罪の証拠として許容できないと判示した。**【3】** シモンズ判決。第4修正の申立適格の原理の展開は、同様に、押収物の所持で起訴された被告人は搜索・押収の過程で侵害されたプライバシーの利益を有していないことを検察官は法的に一貫してかつ正当に主張できることを明らかにしている。われわれは**【1】** ジョーンズ判決の当初の教義（tenets）が腐蝕（eroded）されてきただけでなく、この法則の保持を裏付けるそれに代る原理がないことを確信するに至った。（*Id.* at 88-89.）

**A 【1】** ジョーンズ判決で指摘されたジレンマは**【3】** シモンズ判決で解消された。被告人は第4修正の有効な主張であると信じていることを放棄するか、第5修正の自己負罪拒否の特権を放棄するかを余儀なくされる。1つの憲法上の権利が他の1つを主張するために放棄されねばならないということは耐えられない。それ故、被告人が第4修正違反を理由に証拠排除の申立てをするために証言したとき、その証言は公判で有罪の争点に関して被告人に不利に許容できないと判示されたのである。かくして**【5】** ブラウン判決でわれわれが述べたように、**【1】** ジョーンズ判決の中心であった自己負罪のジレンマは現行の憲法解釈の下ではもはや生じえないのである。（*Id.* at 89-90.）

**B** 当裁判所は自己負罪の理由付けがジョーンズ判決の一里塚（cornerstone）であるとした。**【5】** ブラウン判決228頁を見よ。検察官はジョーンズ判決で自己矛盾に陥っていたと結論するために当裁判所は当然ながら、Xの押収物の所

持だけで刑事責任を立証するのに十分であり、第4修正の“申立適格”を立証するにも十分であるという無調査の仮定（unexamined assumption）に依拠していた。この前提は当時は正しかったとしても、今では正しくない。（*Id.* at 90.）

違法な搜索で押収された物品の法律上の所有者は必ずしも第4修正の権利を奪われたことにはならない。本日**【8】** ローリングズ判決（後述）で判示したように、押収物の法的所有は所有者が第4修正の利益を有するかを決定するための代用物ではない。財産権は個人の第4修正の権利が侵害されたかの判断にあたり考慮すべき1つの要素であることは明らかであるが、財産権の有無は調査の始まりでも終わりでもない。当裁判所は**【6】** ラーカス判決において、違法な搜索は“侵害された場所に正当なプライバシーの期待”を有する人の権利を侵害するにすぎないと判断した。（*Id.* at 91-92.）

その所有者は搜索された分野において正当なプライバシーの期待を有していたとの事実認定に代替するものとして押収物品の所持を主張することを否定するにすぎない。ジョーンズ判決において当裁判所は、所持犯罪で起訴された被告人に自動的申立適格が付与されるとしたばかりか、そうでないとしても、ジョーンズは搜索時に“正当にその場所”にいたから申立適格があると判示したのである。当裁判所は**【6】** ラーカス判決において、これは第4修正の権利の測定としては余りにも広すぎるゲージを用いたと認め、このジョーンズ判決の第2の基準の相当性を斥けた。ラーカス判決におけると同様にわれわれは再び、ジョーンズ判決の基準は第4修正の権利の測定に余りにも広いゲージを用いていると認める。われわれはそれに代えて、被告人は押収物に占有の利益を有しているかどうかだけでなく、彼は搜索場所にプライバシーの期待を有していたかを問題とすることによって“第4修正の適用に注意深い努力”を払わねばならない。それ故、訴追側の欠陥も押収物の所持は搜索を争うための第4修正の申立適格に相当するとのジョーンズ判決の根底にある前

提も自動的申立適格の欠陥を補うことはできないのである。(Id. at 92-93.)

被告人（Xら）は、違法性を争うことのできる者の範囲を拡大することによって違法な警察の行為の抑止が最大限高められることを理由にジョーンズ法則の維持を主張する。このような見解はすでに【4】オールダマン判決等で明示に斥けられている。Xの抑止論の主張は所持犯の文脈においては特別な効力を有しない。(Id. at 94-95.)

ジョーンズ判決の自動的申立適格は当裁判所の第4修正の管轄権でその有用性を果たしおえた(outlived)ことをわれわれは確信する。この原理は、今では第4修正の権利が侵害されなかった者に棚ぼた(windfall)の利益を与えるにすぎない。第4修正の権利を侵害された被告人に排除法則の利用を限定する法則によって保持されるとの【4】オールダマン判決の見解にわれわれは固執する。

Xらは自動的申立適格に依拠し、商品が押収されたZの母親の家の領域(areas)に正当なプライバシーの期待があったことを立証しようとはしなかった。それ故、その立証の機会をXらに与えるために差し戻すのが相当と考える。(Id. at 95.)

#### 【8】ローリングズ申立適格否定訪問客所持規制薬物事件判決（1980年）

本判決(Rawlings v. Kentucky, 448 U.S. 98)は、逮捕令状を得てMの自宅に赴いたが本人は不在で同宿人(1人)のほか4人の訪問客がおり、マリファナの臭いがしたので搜索令状を入手する間、身体搜検に応じなかった3人(X、Y、Z)を留め置き40分後に搜索令状を得てYにハンドバッグの内容物のすべてを見せるように命じたところ、その中に規制薬物があり、Xがこれを自己のものと認めたためXを逮捕したという事案につき、その規制薬物につきXには正当なプライバシーの期待はないとして証拠排除の申立を退けたものである。

【事実】 1976年10月18日昼ころ、6人の警察官(Pら)は麻薬販売の容疑でMを逮捕す

るため令状を持ってケンタッキー州甲地のMの自宅に赴いた。警察の到着時に同家にはMの同居人1人(Z)と訪問客4人(X、Y、ほか2人)がいた。同家の搜索で何も見つからなかったが、マリファナの臭いがし、寝室の1室の戸棚の上にマリファナの種があった、少し相談後に警察官2人(P、Q)は搜索令状を入手するため立ち去った。その間に他の警察官4人は5人全員を居間に留め置き、身体搜検(body search)に応じた場合に限り、退室することを認めた。2人は身体搜検に応じたが、X、Y、Zは応じなかったため居間に留め置かれた(detained)。

およそ45分後にPとQが同家の搜索を認める令状を持って戻ってきた。Pは令状をX、Y、Zに読み上げ、そしてポケットに入れていたカードから“ミランダ”警告を読み上げた。そのときコックス(Y)はその右側にいた本件申立人ローリングズ(X)と一緒にカウチに座っていた。2人の間にYのハンドバッグがあった。Pは前述の朗読後にXに近づき起立するように命じた。警察官Rはそれと同時にYに近づき、彼女のハンドバッグの内容物をカウチの前のコーヒ・テーブルの上にすべて投げ出すよう命じた。これらの内容物の中にLSD1800錠の入ったつぼ(jar)のほか規制薬物が入っていた。この内容物をテーブルの上に投げ出したとたんコックス(Y)はXの方に振り向き“自分のものを取りなさい”と言った。Pの命令で起立していたXは直ちに、その禁制薬物の所有者であることを認めた。この時点でPがXの身体を搜索し、Xのシャツのポケットの中にあった現金4,500ドルおよびXの横に置かれていたコート(sheath)の中で1本のナイフを見つけた。そこでPはXを正式に逮捕した。(Id. at 100-101.)

XはYの財布から発見された種々の規制薬物の販売意図での所持で起訴された。Xは証拠排除審理で、職を求め、多分、地方大学に入るために逮捕の約1週間前に飛行機で甲地にやってきた、Yのハンドバッグの中で発見された薬物はそのとき持参したものであると証言した。Xは逮捕時、M、Zと家を共有していたスワンク(S)の客として同家に滞在していた。同家で

のパーティで彼（X）はコックス（Y）と会った、そして翌週の少なくとも2晩はYの家のカウチで過ごしたというのである。

X逮捕当日の朝、コックス（Y）は彼（X）をスワンク（S）の家で降ろし、彼は彼女（Y）が授業から戻るのをそこで待っていた。その時に彼は規制薬物を緑色のバッグに入れて持っていた。Yが家に戻りXと会ったとき、Xはそのバッグの内容物をYのハンドバッグの中に投げ込んだ。何が起こったかをめぐり争いはあるが、“私に代ってこれを運んでくれないかと頼んだところ、彼女（Y）はイエスと言った”とXは証言した。それからXはバスルームを使うために部屋を出た、そして戻ってきたとき、警察官がMを逮捕するために到着したことを知ったというのである。（*Id.* at 100-102.）

公判裁判所は、薬物と現金および警察が薬物を発見したときのXの供述排除を求めるXの申立てを否認した。令状によってYのハンドバッグを搜索する権限が警察に与えられていた、たとえハンドバッグの搜索が違法であったとしても、Xには搜索を争う“申立適格”はなかったというのである。そして最後に、公判裁判所は、現金とナイフを明らかにした搜索は“緊急状況の下で”許されるとした。裁判官による裁判の後でXは、LSDの販売目的での所持、およびメタフェタミン等規制薬物の所持で有罪とされた。

ケンタッキー州控訴裁判所はこれを維持した。公判裁判所の決定には同意せず、XにはYのハンドバッグの搜索の適法性を争う“申立適格”は確かにあったとしたが、警察はマリファナの臭いをかぎ、マリファナの種を見たとき同家にいた5人すべてを逮捕する相当な理由があったから同家にいた5人の身柄拘束およびその後の逮捕は合法であったというのである。ケンタッキー最高裁はこれを維持したが、その理由付けは再びやや異なっていた。同最高裁によると、コックス（Y）のハンドバッグへの“政府側の侵害から自由である正当な合理的な期待”はなかったのでXには“申立適格”はなかったが、Xのポケットの中の現金を発見した搜

索はYのハンドバッグの中にあった薬物の所有者であることをXが承認した後で行われたものであり、相当な理由に基づいた合法的な逮捕に伴うものとして正当化できるというのである。（*Id.* at 102-103.）

【判示】 原判決維持。 Xは以下の3点につき争う。第1、彼はコックス（Y）のハンドバッグの中に合理的なプライバシーの期待を有していたから、このハンドバッグの搜索の適法性を争うことができるとXは主張する。第2、彼の所有権の承認は身体搜検に同意しない限り家からの退去を警察が認めなかったときに始まった違法な留め置きの実果（the fruit of an illegal detention）であったとXは主張する。第3、現金とナイフを発見した搜索はそれ自体違法であるとXは主張する。（*Id.* at 103.）

A 申立人（X）にはコックス（Y）のハンドバッグの搜索の合法性を争うことができないと判示した際にケンタッキー最高裁は、主としてわれわれの最近の【6】ラーカス判決での判断に目を向けた。同判決でわれわれは、搜索された領域に“プライバシーの正当な期待”を有していたとの被告人の主張の実体に直接焦点を当てる調査を支持し、違法とされる搜索に異議を唱えるための被告人の“申立適格”への別途の調査（separate inquiry）を放棄した。本件においてケンタッキー最高裁は、X自身の証拠排除審理での承認を含めた状況の全体に目を向け、Xは“彼の正当な合理的なプライバシーの期待がハンドバッグの搜索によって侵害されたことを十分に立証しなかった”と判示した。

われわれは、本件記録はかかる結論を裏付けていないと考える。むしろ、Xには、Yのハンドバッグの搜索は違法であるということだけでなく、彼はそのハンドバッグに正当なプライバシーの期待を有していたことを立証する責任がある。【3】シモンズ判決389-390頁。Xが数千ドルに相当する麻薬をYのハンドバッグに投げ入れたときXはその2、3日前にYと知り合ったばかりであった。Yの争いのない証言によれば、その思いがけない引き渡し（sudden bail-

ment) 以前にXはハンドバッグへの接近を求めたこともなければ認められたこともなかった。Yのハンドバッグへの他の人物の接近を排除する権利はXにはなかった。それにもかかわらず、XはYのハンドバッグの中にあった麻薬の所有者であると主張したのであるから、彼のプライバシーの期待いかににかかわらず、搜索を争う権利があるはずであるとXは主張する。同意できない。

Xが麻薬の所有者であることは本件で考慮すべき1つの事実ではあるが、財産法の“難解な(arcane)”概念が第4修正の保護を主張する能力を規制すべきであるとの観念を【6】ラーカス判決は明確に退けている。【7】サルヴッチ判決91-92頁を見よ。ラーカス判決以降この2つの調査は1つに合体(merge)している、すなわち、訴追側官憲が被告人によって保持されている正当なプライバシーの期待を侵害したかどうかである。要するに、Xには搜索時にYのハンドバッグの中への正当なプライバシーの期待がなかったとの下級裁判所の結論を覆す理由は認められない。(Id. at 104-106.)

B つぎに家の占有者(5人)は警察によって違法に留め置かれた(detained)のであり、薬物の所有者であるとのXの承認はかかる違法な留め置きの実果であったとのXの主張につき検討する。いささか奇異なことだが、このような分析の下でこの問題の分析が必要と思われるもにかかわらず、マリファナの臭いをかぎマリファナの種子を見るや直ちに5人の占有者を逮捕する権限が警察官にあったと結論したケンタッキー控訴裁判所によって採用された分析を除き、下級審は一切この問題に正面から取り組まなかった。もっとも、この問題はケンタッキー州裁判所において適切に提示されており、かつ警察はその場所での搜索令状を獲得する間、Xおよびその仲間を家で違法に留め置くことによって第4修正および第14修正に違反したと考えることはできる。

しかしながら、かような憲法違反があったとしても、Xの供述が違法な拘束の結果である場合を除き、Xの承認の排除は必要ではない。

1973年のブラウン判決(Brown v. Illinois, 422 U.S. 590, 603)で指摘したように——同判決でかような供述の許容性に対する“なかりせば(but for)”のアプローチは退けられた——“違法に逮捕された者はしばしば当初の違法”による影響のない自由意思の行為として自白の決意をすることがある。われわれは同判決において、かような供述がそれ以前の違法行為によって汚れているかを判断するための基準を設定した。すなわち“自白が自由意思の産物であるかの問題は各自案の事実に基づいて答えなければならない。ミランダ警告は確かに違法逮捕を利用して得られた自白であるかを決定する際の1つの重要な要因ではあるが、考慮すべき唯一の要因ではない。逮捕と自白との時間的接近性、介在事情の存在、そしてとりわけ、捜査官の違法行為の目的および悪質性(flagrancy)、これらがすべて関連する。供述の任意性は最初の要件(threshold requirement)にすぎない。許容性を立証する責任はもちろん訴追側にあることを明らかにしたのである。(Id. at 106-107.)

下級裁判所はブラウン判決によって示唆された調査をしていないが、それにもかかわらずブラウン判決自体におけると同様に、判断ができるほど十分詳細な記録が残されている。

第1、Xは負罪の供述をする寸前にミランダ警告を受けていた、これはブラウン判決が、問題の供述が違法な拘束を利用することによって獲得されたものであるかを判断する際に決定的ではないが重要であるとした1つの検討事項(consideration)である。第2、ブラウン判決は“逮捕と自白の時間的接近性”に注意するように求めている。本件においてXとその仲間はおおよそ45分間留め置かれた。最も厳格な身柄拘束の条件の下ではこのような短い時間の経過では当初の汚れを除去するのに十分でないかもしれないが、この部屋の占有者が留め置かれた正確な状態を調べることが必要である。誰の話を聞いても(by all accounts)、退去のための身体捜検に同意しないことを選択した3人は居間に静かに座っていた、あるいは、少なくとも当初は家の1階を自由に動き回っていた。PとQが搜索

令状を持って戻るまで留め置くと告げられるとSは“中に入りコーヒを飲み、着席して（Pらが戻るのを）待つことにした”と述べている。Xの弁護人によって、有形力または暴力の行使があったかの質問を受けてSは、全くなかったと説明した。これらの諸事情は、当初の留め置きとXの自白との間に経過した比較的短時間の欠点を十分に補っている（outweight）とわれわれは考える。

第3、ブラウン判決は、当初の留め置きと争われている供述との間に介在した何らかの事情があるかを調査するように示唆している。Xの承認はコックス（Y）のハンドバッグの中での彼の薬物の発見に即座に反応したものであるのは明らかである。本件のかかる要素は、Xは“当初の違法行為によって影響されない自由意志”で行動したとの認定を支持するのに大きく傾いていることにほとんど疑問の余地がない。

第4、ブラウン判決は“警察官の不法行為の目的および悪質性”の検討を命じている。Xらを留め置いた警察官は一致して、家の中にあると考えたマリファナの持ち去りないし破壊を避けるためにかかる手段をとったこと、そして彼らに家の搜索を認める令状も家の5人の占拠者を搜索する権限を与えていたと信じていたと証言している。搜索令状を獲得するために麻薬活動の疑いある現場に一時的に人を留め置くことの合法性には疑問があり、警察官が得た令状の範囲に関する彼らの考えは最近の判例（Ybarra v. Illinois, 444 U.S. 85）の下では誤っていたといえるかもしれないが、本件での警察官の行為はXの供述の予防的な排除を必要とするほどの意識的かつ悪質な違法行為のレベルには達していない。

そして最後に、ブラウン判決は最初の要件として当該供述の任意性の立証を要求しているが、Xは当審でも他の裁判所においても、彼の薬物の所有権の承認は任意以外のものであったとは主張していない。それ故、Xの供述は最初の違法な留め置きによる違法行為による影響を受けていない自由な意思の行為であったことの立証責任をケンタッキー州側は果たしていたこ

とになる。（*Id.* at 106-110.）

C Xはまた、現金およびナイフを発見したXの身体搜索は違法であったと主張する。しかし、州最高裁と同じく、この搜索はXの正式逮捕に伴うものと判示することに困難はない。Xはコックス（Y）のハンドバッグの中で発見された押収可能な薬物の所有権を認めたのであるから、警察にはXを逮捕する相当な理由のあったことは明らかである。（*Id.* at 110-111.）

### 【9】オルソン第4修正違反肯定逃走車運転手自宅逮捕強盗殺人事件判決（1990年）

本判決（Minnesota v. Olson, 495 U.S. 91）は、強盗殺人事件直後に不審車を追跡し強盗犯人を逮捕したが放棄された逃走車の中から運転手の身元を示す証拠が見つかり行方を追っていたところ、女性への犯行告白を聞知した旨の通報がありその女性の部屋に隠れていた被告人を逮捕して自白を得た事案につき、【6】ラーカス判決を引用しつつ、第4修正違反の主張を肯定し当の自白を排除したものである。

【事実】 1987年7月18日（土曜日）午前6時少し前、銃を持った1人の男がミネソタ州ミネアポリスにあるアモコのガソリンスタンドを襲い、マネージャに致命傷を負わせた。警察からの指令を傍受した警察官（P）はエグガー（Y）を疑った。Pとその相棒の2人は直ちにYの家へ赴き到着した丁度そのとき、1台のオールズモバイル（車）も到着した。オールズモバイルの運転手が回避行動をとったため、車は制御できず回転横すべりして停まった。2人の男が車を乗り捨てて徒歩で逃走した。間もなくY——後に強盗犯人と判明した——が自宅で逮捕された。2人目の男は逃走した。

放棄されたオールズモバイルの中から警察官は現金の入った袋と凶器を見つけた。彼らはまた、保証人（a secured party）としてロブ・オルソンの名前のある権利証書、ジョンソン通3151番のロジャー・R・オルソン（X）あての手紙、ロブ・オルソンに2日前に出されたビデオテープ・レンタルのレシート等を発見し、ロバート・オルソンはジョンソン通り3151番に住んで

いたことも確かめた。

翌朝、7月19日（日曜日）、ダイアナ・マーフィと名乗った女性が警察に電話をかけ、ロブという名前の男がガソリン・スタンドでの殺人犯人同乗の車を運転して現場を立ち去った、ロブは間もなくバスで町を離れる予定であると告げた。同一の女性が昼ころ再び電話をかけ、ロブという名の男がマリアという名の女性および2人の女性ルーナ（A）とジュリー（B）にアモコの強盗事件で逃走車の運転手だったと告白した旨告げた上、AはBの母親であり、2人はノースイースト甲地2406番に住んでいると述べた。2度目の電話を受けた当直の刑事は、A、Bを調べるため警察官を甲地2406番に派遣した。警察が到着したとき、その住居はメゾネット式アパート（duplex）でルーナ（A）とその娘ジュリー（B）は上階部分に住んでいるが家にいないことが分かった。警察は階下部分に住んでいたAの母親ヘレン・ニーダホファ（C）に話しかけた。彼女はロブ・オルソンは階下に住んでいたが当時このアパートにいないと述べ、オルソンが戻れば警察に電話することを約束した。午後3時、オルソン（X）逮捕のために逮捕命令（pickup order）ないし“相当な理由による逮捕状（probable cause arrest bulletin）”が発付された。警察官はメゾネット式アパートから離れて待機するように指示された。

午後2時45分ころ、ニーダホファ（C）は警察に電話をかけ、オルソン（X）が帰っていると告げた。当直の刑事は、同家に赴きそこを包囲するよう警察官に指示し、次に電話でジュリー（B）にロブを家から外に出すように告げた際、男の声で“俺は出かけたと言っておけ”というのを耳にした。ジュリーは、ロブは出かけてここにいないと述べた。そこで同刑事は午後3時、警察官に家の中に入るように命じた。警察官は許可を求めずに銃を抜いたまま階上の部分に入り、押入れに隠れていた被告人（オルソン）を見つけた。逮捕後1時間以内にXは警察本部で負罪の供述をした。（*Id.* at 93-94.）

公判裁判所は、証拠排除審理を開き、被告人（X）の逮捕後の供述排除の申立てを否認した。

Xは第1級謀殺罪の1訴因、武装強盗の3訴因、および第1級暴行の3訴因で有罪とされた。ミネソタ最高裁はこれを破棄した。XにはA宅での無令状逮捕の合法性を争うのに十分なA宅での利益があった、無令状立入りを正当化する緊急状況はなかった、そしてXの供述はかかる違法性によって汚れており排除されるべきであると決定した上で、Aの供述を許容したのは合理的疑いを越えて無害ではなかったことを理由にオルソン（X）の有罪判決を破棄し、新公判のために差し戻した。（*Id.* at 93-95.）

【判示】 原判決維持。 1980年のペイトン判決（*Payton v. New York*, 445 U.S. 573）において、被疑者を逮捕する相当な理由がある場合であっても、被疑者は逮捕令状なしに彼の家で逮捕されるべきでないと判示された。同判決の趣旨は、被疑者の身体を保護することではなく、治安判事の相当な理由の認定がない場合に立ち入らせないように被疑者の家を保護することであった。本件において下級審は、オルソンに（X）は居住者（householder）と同様に取り扱われるべき建物（premises）と十分なかかわりがあったことを理由にオルソン（X）の無令状逮捕は違法であったと判示した。州側はかかる結論を争っている。

【2】 キャッツ判決での判断以来、“第4修正の保護を主張する資格は……第4修正の保護を主張する者は侵害された場所に正当なプライバシーの期待を有しているかどうかによる”というのが法である。【6】 ラーカス判決143頁。主観的なプライバシーの期待は社会が“合理的としては認める用意のあるそれ”であれば、正当である。【2】 キャッツ判決361頁。（*Id.* at 95-96.）

ミネソタ最高裁によって是認されたように、本件事実は【1】 ジョーンズ判決での事実と類似する。ジョーンズ判決において被告人は搜索令状執行中に友人のアパートで逮捕され、そして相当な理由の裏付けを欠くとして令状の合法性を争った。ジョーンズは“正当にその建物”にいたことを理由に、ジョーンズはアパートの搜索を争うことができると当裁判所は決定し

た。“正当に建物 [にいた]” という基準は 【6】 ラーカス判決において広すぎるとして退けられたけれども、ラーカス判決裁判所はジョーンズ判決での事実に基づいた判示 (the factual holding) を再確認した。それ故、【6】 ラーカス判決は、泊り客としてジョーンズは建物に単に正当にいただけではなかったことを是認したのである。

州側によって依拠される本件とジョーンズ判決との相違は法律的には決定的でない。本件においてオルソンはメゾネット式住宅で1人でいたことはなかったし、鍵も与えられていなかった。他方、ジョーンズ判決においてアパートの持主は不在でジョーンズは鍵を持っていたのであるから他人を排除できたことを州側は強調し、これらの相違は決定的であると主張する。われわれは、しかし、ホストが不在で泊り客が鍵を持っているときを除き泊り客にはプライバシーの正当な期待を一切有しないと判示したものであるとして 【6】 ラーカス判決を理解しない。

泊り客は彼のホストの家に正当なプライバシーの正当な期待を有していると判示するのは、われわれが共有する毎日のプライバシーの期待を是認するにすぎない。他人の家に宿泊するというのは、社会によって価値あるものとして是認されている機能を果たす古くからの社会的習慣である。ビジネスまたは娯楽で見知らぬところに旅するとき、両親、子供、あるいは町から遠く離れた親戚を訪問するときなどに、われわれは他人の家に滞在する。われわれはすべて、われわれの人生で何度もホストになったり客になったりする。どのような観点からしても、家の客は彼のホストの家で正当なプライバシーの期待を有していることを社会は是認しているとわれわれは考える。

泊り客の観点から見ると、彼が他人の家に避難所 (shelter) を求めるのは、彼にプライバシーすなわち彼とその所有物がホストおよびホストが中に入ることを認めた者以外によって乱されないそのような場所を提供するからである。われわれは眠っているときに最も攻撃され

やすい (vulnerable)。われわれは毎日を公の場所で過ごすこともできるが、われわれ自身の家で眠ることができないとき、それがホテルの部屋であるか友人の家であるかを問わず、眠るために他の個人の場所 (private place) を求めるのは、このような理由による。社会は少なくとも、電話ボックスにおける — “侵害からの自由の期待が合理的として是認されている一時的なプライヴェイトな場所” 【2】 キャッツ判決 361頁 (ハーラン同調意見) — と同様に、これらの場所に多くのプライバシーを期待しているのである。(Id. at 98-99.)

ルアーナ・ベルクストローム (A) の家での被上告人 (X) のプライバシーの期待は “社会によって是認され認められている了解” に根ざしたものであるから、それは正当であり、被上告人 (X) は第4修正の保護を主張できることになる。(Id. at 100.)

3 以上、本判決にいたる申立適格に関する重要判例を判文に即してやや詳細に検討してきた。正確を期すためもあり、ラーフェイヴ等の体系書 (Wayne R. LaFave, Jerald H. Israel, Nancy J. King, Criminal Procedure [第4版]) によりあらためてその内容を簡単に確認しておく。

### (1) 申立適格 — 一身の権利 (Personal Rights) のアプローチ

A 搜索、自白および犯人識別に関する “一身の権利” のアプローチ 当の証拠が憲法に違反して獲得されたことを理由に証拠排除の申立てが刑事裁判所においてなされるとき、申立人は違法性を主張し排除法則の救済を求める相当な当事者であるかの問題が争点となりうる。この問題は通常、その当事者には異議を申し立てる “申立適格 (standing)” があるかの問題として性格付けられている。

救済を求める当事者はその結果に不利益 (an adversary interest) を受けなければならないというのが申立適格の1側面である。この点に関して、違法に押収された証拠が不利に用いられる被告人には確かにその資格がある。憲法の大抵の領域において、その不利益は第3者の誰か

の権利の侵害ではなく申立てをしている当の個人の権利の侵害によるものであることが必要である。このことは、排除審理手続の文脈で生じる種々の憲法問題に関しては一般的に真実である。例えば、第4修正の主張にかかわるとき、被告人が誰かに向けられた搜索・押収の結果収集された証拠の使用による不利益（prejudice）を主張するだけでは十分でない。彼は搜索・押収の犠牲者でなければならない。【1】ジョーンズ判決。この申立適格法則は、抑止の必要性、それ故、証拠排除の根拠（rationale）が政府側の不法行為の結果が搜索の犠牲者に刑事制裁をもたらすことになる場合に最も強くなる。このような理由付けの下で誰を“搜索の犠牲者”と見なすべきかが長年にわたり困難かつ刺激的（provative）な問題とされてきた。合衆国最高裁の現在の見解によると、被告人は第4修正の申立適格を有するかを確認するためになされるべき基本問題は、被告人が争点とすることを望んでいる行為は彼のプライバシーの合理的な期待（his reasonable expectation of privacy）への侵害にかかわっていたかどうかである。【8】ローリングズ判決、【6】ラーカス判決。（*Id.* at 497.）

申立適格の問題は自白に関してはめったに生じない。確立した証拠法則によれば、通常、自白した本人に対してのみ不利な実質証拠として当該自白は許容されるからである。申立適格の問題は、違憲の犯人識別手続に関しても余り生じない。（*Id.* at 496-498.）

**B 住居である建物（residential premises）**  
搜索された建物に占有的利益（posessory interest）を有する者は、たとえ搜索時にその場所にいなかったとしても、その搜索を争う申立適格を有することは古くから真実であったし今でもそうである。このような者には、家やアパートの借家人（tenants）ないし継続して合法的に占有している者、ホテルやモートル等で部屋を借りている者などが含まれる。配偶者や子孫などその建物に定期的に住んでいる家族は本質的に同一の範囲の申立適格がある。搜索された建物自体へのこのような利益を立証すれば申立適

格の立証として十分である。それ故、被告人は警察官によって押収された特定の物品に利益を有することを立証する必要はない。【4】オールダマン判決を見よ。（*Id.* at 499.）

しかし、住居とする建物に関して申立適格を獲得できる他の方法が【1】ジョーンズ判決において是認された。同判決において被告人は、搜索時に他人のアパートにいた、そしてそのアパートの使用を彼に認め鍵を渡してくれたのはそのアパートの所有者である友人であると証言した。最高裁は借家人と客との相違を明らかにしつつ、搜索時に“正当に建物に”いた者は申立適格を有すると判示した。裁判所はその後、搜索時にいた客にはジョーンズ判決の下で申立適格はあるが、この申立適格は当時いなかった客または滞在していたがそれが違法であった客には及ばないと判示してきた。しかし【6】ラーカス判決において最高裁は、“ジョーンズ判決での判示はジョーンズが現に使用して建物に正当なプライバシーの期待を有しており、それ故、たとえこれらの建物での彼の利益がコモン・ローで承認されていた財産上の利益でなかったとしても、これらの建物の政府側による侵害に対し第4修正の保護を主張できたという事実によって最もよく説明できた”との見解に基づき、“正当に建物”にいたという決まり文句（formulation）を放棄した。

ラーカス判決はジョーンズ判決での結論を疑問としなかったことが強調されなければならない。ジョーンズはアパートの鍵を与えられ友人のアパートに1人でいたのであるから、アパートの完全な支配を有しており他の者をそこから排除できたと最高裁は指摘しているからである。しかし、最高裁は【9】オルソン判決において、これは客の基準の外的な限界（outerlimits）を示していないと判示した。たとえ客がそのような完全な支配を有していないときであっても、ホストは通常彼らの客のプライバシーの利益を尊重するのが一般的なルールであることを理由に、泊り客にはホストの家での正当なプライバシーの期待があると判示したのである。

オルソン判決の論理を短期の滞在客に拡大適用するかにつき下級審は分かれていた。しかし、カータ判決において裁判官の多数は、社会生活上の（social）客に他人の建物での申立適格を認めるためには必ずしも泊り客でなくてもよいとの見解を受入れた。しかし、カータ判決での被上告人は借家人と一緒にコカインを袋に入れている作業中に違法搜索によって観察されたのであり、裁判官の構成が異なるもう1つの多数意見は、本件で従事されていた純然たる商売上の取引、家にいた比較的短い時間、およびXらと家の持主との間に以前の関係がなかったことに照らして申立適格はないと判示している。

客には確かに申立適格があるとしても、どのような種類の第4修正違反がその申立適格に含まれるかの問題が残されている。そのような客にはホストの家での彼自身の逮捕につながる違法な無令状の立入りに異議を唱える申立適格のあることは明らかと思われる。それがまさに【9】オルソン判決の状況であったからである。そのような客には客の所持品の違法な搜索に関しても申立適格があることも明らかと思われる。オルソン判決は客のプライバシーの期待を“彼および彼の所有物がホストおよびホストが入ることを認めた者以外によって妨げられない場所”という文言で表わしており、そして【6】ラーカス判決において最高裁は“そのような訪問客は、彼ら自身の財産が搜索中に押収されたのであれば、証拠の押収ないし搜索の合法性を争うことができないという意味ではないことを強調している。（*Id.* at 500-501.）

**C** ビジネス用建物（business premises）  
ビジネス用建物の搜索を争う申立適格問題に関しては前節での分析と類似の分析が相当である。前述のように、申立適格の証拠としての“正当に建物にいる”基準は【6】ラーカス判決で退けられた。それはビジネス用建物に関する令状の有意味な根拠ではなかったのである。（*Id.* at 503-504.）

**D** 乗物 搜索が行われた“その場所に正当にいた”ことを理由に申立適格を認める【1】ジョーンズ判決の判示の結果、所有者の同意を

得て車を運転する者、および許可を得てその車にいる乗客にも同車の搜索に異議を唱える申立適格があるとする他の裁判所の判決が出された。しかし、次いで【6】ラーカス判決が出された。最高裁は、押収物への所有権を主張していない同乗者には申立適格がないと結論した。このことは“単なる同乗者”にすぎない者には一切申立適格がないことを意味するものとして受け取られるべきでない。ラーカス判決での同乗者は銃および弾丸の所有者であると主張しなかったことは極めて重要である。車の停止を命じ同乗者を外に出したことが全く違法でなかったとしても、同乗者には車の中にあるその所持品への何らかの搜索に関しては間違いなく申立適格がある。（*Id.* at 504-505.）

## （2） 申立適格——その他の可能な根拠

**A** “自動的（automatic）”申立適格 【1】ジョーンズ判決において麻薬犯罪で起訴された被告人には申立適格がないとされた。最高裁はまず同判決で政府側に“有罪の根拠として矛盾した立場の利益を得ることを認める”のは相当でないことを示唆した。最高裁は数年後に申立適格を立証するためには負罪的証言をしなければならぬというジレンマに直面した被告人の問題を再び取り上げ、より広く適用されるやや異なった解決策を示した。【3】シモンズ判決において被告人ガレットは、警察官が他の人物から押収したスーツケースおよびその中で発見された負罪的証拠の排除を申し立てた。申立適格の立証が失敗した際に彼はスーツケースは彼が持っていたのに類似しており、その中に入っていた衣類は彼のものであると証言した、そしてこの証言は後に彼に不利な証拠として許容された。最高裁は、非占有的犯罪である銀行強盗で起訴されたガレットの持主に関する証言は彼が申立適格を認めうる最も自然な方法であったことを理由に彼はジョーンズ判決のルールからの利益を受けることはできなかったことを指摘し、原判決を破棄した。そのような証言は任意であり、それ故、第5修正の自己負罪拒否特権に違反して得られたものでないとの主張に対し、詳細な判断を示したのである。

ジョーンズ判決の自動的申立適格は【3】シモンズ判決後、効力を失ったかの問題が生じた。これに対し、最高裁は【7】サルヴッチ判決において肯定的に答えた。（*Id.* at 505-506.）

**B** “標的”申立適格 例えば、Xが武装強盗で逮捕された、しばらくして警察官が同犯罪に関してXに不利なさらなる証拠を獲得する意図でXの妻に関する違法な捜索をしたとせよ、あるいは、あるアパートに隠れていたことが知られていた強盗犯人（Y）を警察が探しており、警察はアパートからアパートへと尋ね回り、ついにその最後のアパートでYを見つけたとせよ、捜索の“標的”であったことを理由にXおよびYは、これら違法な捜索に異議を唱える申立適格はあるか。最高裁は【6】ラーカス判決においてこの問題に直面した。（*Id.* at 507.）

**C** “派生的（derivative）”申立適格 1948年のマクドナルド判決（*MacDonald v. United States*, 335 U.S. 451）において、マクドナルドとワシントンはマクドナルドの賭博用具の証拠排除の申立が否定された後で富くじの経営で有罪とされた。最高裁はこれを破棄し、ワシントンには申立適格がなかったことを前提にしながら、彼には押収物件が彼に不利に許容されない新公判を受ける権利があるとし、マクドナルドの申立適格の否認はワシントンにも同様に不利な誤りであったと説明した、その財産がマクドナルドに返還されておれば公判で用いることはできなかったであろうからであるというのである。しかし、最高裁は1962年のワン・サン判決（*Wong Sun v. United States*, 371 U.S. 471）でマクドナルド判決に何ら言及せずに、被告人ワン・サンには共同被告人トイに関して排除された麻薬の排除を求める権利はないと判示した。そして【4】オールダマン判決において最高裁は、“第4修正は一身上の権利であるとの一般的なルールに固執し、それ故、他の被告人の権利を保護するために1人の被告人に不利な証拠を排除する必要はない”と結論したのである。

派生的申立適格はいわゆる“共同共謀者の例外（Co-Conspirator exception）”を採用する一連

の第9巡回区の判例と区別しなければならない。同例外の下では共同共謀者はコンスピラシーに監督的役割（supervisory role）ないし捜索・押収にかかわりのある財産に共同支配を有しているのであれば第4修正の正当なプライバシーの期待を有するものとみなされる。1993年のパディヤ判決（*United States v. Padilla*, 508 U.S. 77）において最高裁は、全員一致でかかる見解を退けた。“刑事コンスピラシーへの参加者はそのような期待ないし利益を有するかもしれないが、コンスピラシー自体はそれらに付加したり減じたりすることは一切ない”ことを明らかにしたのである。（*Id.* at 508.）

**D** 申立適格の廃止 カリフォルニア最高裁は1961年のマップ判決（*Mapp v. Ohio*, 367 U.S. 643）において採用される以前に捜索・押収の排除法則を採用し、その後間もなく、被告人はすべての状況下において申立適格を有する者と認められるであろうと判示した。この結論は1955年のマーチン判決（*People v. Martin*, 45 Cal. 2d 755, 290 P. 2d 855）において、排除法則の論理的帰結であると理由付けられた。しかし、合衆国最高裁は【4】オールダマン判決においてこのマーチン判決のアプローチを採用することに応じなかった。“排除法則の抑止目的”は申立適格の廃止によって促進されうるという事実があるにもかかわらず、“他の被告人への排除法則の拡大による追加的利益は、犯罪の被疑者を訴追し真実を示しているすべての証拠を基礎にして彼らを無罪または有罪とする公益へのさらなる侵食を正当化するであろうことに確信がない”というのである。

【4】オールダマン判決での申立適格へのアプローチは、警察の違法行為を現実招きかねないとして批判する論者もある。しかし、この問題は、標的申立適格の是認によっても処理されうると反論されている。いずれにせよ、申立適格の全面的廃止は、排除法則を時には——犯罪者の犯罪に関する証拠が被害者の第4修正の権利を侵害するにすぎない行為によって発見されたことを理由に犯罪者を釈放しなければならないというような——奇妙な結果に追いやるこ

とになるように思われる。(Id. at 508-509.)

4 このようにみてくると本判決の意義は明らかと思われる。合衆国最高裁は【1】ジョーンズ判決においていわゆる“自動的”申立適格を肯定した。しかし、その後次第にその基準は緩和され、今日では搜索場所や押収物に“プライバシーの合理的期待”を有する者に限り、証拠排除の申立適格が認められている。本判決は従前の関連判例を引用しつつ、そのような立場をあらためて明らかにしたものである。

申立適格は、排除法則の目的とも密接に関連した問題であるだけにやや複雑である。本研究では申立適格に関する指導的判例を紹介したにとどまり、なお残された問題は少なくないが、編集上の都合で時間的余裕がなく、これらについては『毒樹の果実論』（2009年8月刊予定）の中で詳細に検討しているのであわせて参照されたい。

(2009年4月23日稿)